

中国国民党宣伝部における「言論規制」の形成

鈴木 隆弘

はじめに

中国近現代において政権を掌握した中国国民党（以下、国民党と略す）と中国共産党（以下、共産党と略す）は、ともに宣伝部が言論統制を進める中核的な組織であった。

ただ、1920年11月に中国で初めて設置が決まった国民党宣伝部は、当初から言論への規制を想定していたわけではない。当初は文字通り「宣伝」が主要任務であり、大衆に対する宣伝を進めて支持獲得を目指した。最初の変化は、1924年1月に党組織が改組された後、「言論監視」の機能を備えることになったことである。そして宣伝部では党内の「言論統一」に果たす役割も強化された（鈴木、2019, 2020, 2021a, 2021b）。

国民党が敵対的な言論を規制する文言を宣伝部の組織規定に明記したのは、1928年11月に宣伝部組織条例を修正して「指導科」を設けたことからである。指導科の職務として刊行物を審査して問題があれば、「警告」、「糾正（矯正）」、「責斥（叱責）」、「査禁（禁止）」を行うことができるようになった（「中央執行委員会宣伝部弁事通則」『中央党務月刊』第7期, 1929, 2, 「規則」 pp. 1-5）。では、「宣伝」を行う部署であるはずの宣伝部が、なぜ言論規制を行う機能を加えたのか。その過程と背景を明らかにすることは、中国近現代で言論統制が続いてきた実態や背景を理解する一助になると考えられる。

これまでの研究では、宣伝部が言論規制を行うに至った経緯を論じたものは非常に少ない。1920年代の宣伝部の研究を代表するジョン・フィッツジェラルド（John Fitzgerald）は、宣伝部が大衆に対する宣伝と党内の規律を通して、イデオロギーの統一と政治的な集権化を図ったことを明らかにしたが、宣伝部を言論規制の面からはほとんど検討していない（Fitzgerald, 1996）。王凌霄は、宣伝部に指導科が置かれたことについて、宣伝部が党内だけではなく党外に関することも責任を負い、下級党部に対する統制力を持つようになったとしている。また出版法の特徴を論じるなかで、内政部が中央宣伝部に隷属し、反動派の言論を防ぐために国民党の各級党部に審査の権限が与えられたとも指摘した（王, 1996, p. 26, pp. 32-34）。倪墨炎は檔案資料を用いながら1929年以降に中央宣伝部を中心に刊行物が規制されたことを論じている（倪, 1996, pp. 157-166）。こうした論考は大きな参考になったが、いずれも宣伝部が言論規制を行うに至った経過や背景の分析を十分行っているとは言い難い。そもそも国民党の言論規制については、新聞検閲や郵便検閲の制度（王, 2017, 頼, 2013）、1930年12月に国民政府が公布した「出版法」の面から論じられ（虞, 黄, 2013, 劉, 2011）、宣伝部の動向についてはあまり重視されてこなかった。

本稿では、1920年代から1930年代初頭に焦点を絞り、言論規制の権限が国民党の宣伝部に集約されていく経過を検証する。①第一次国共合作が終わるまでの時期、②国民党内から共産党を排除する「清党」が実行された時期、③南京と武漢に分裂した国民党が再統一してからの時期に分けて分析し、当初は軍主導だった言論規制が、清党を期に宣伝部門が徐々に主導するようになったことを明らかにする。続いて、1928年以降に言論統制に関する制度や法規の整備が進み、中央宣伝部に指導科が設けられ、言論の基準となる宣伝品審査条例も制定されていく背景を探り、国民党内で宣伝や言論の統一が強く求められるようになっていた状況を分析する。最後に言論規制の中核を担うようになった中央宣伝部は、「反動刊行物」の取り締まりを強力に推し進め、1930年の出版法の成立により、国家の法律にも国民党の言論の基準が持ち込まれることになった経緯を論じたい。

I . 中国国民党による言論規制の展開

1) 軍による言論規制の始まり

ここでは1927年4月に「清党」が始まるまでに焦点を絞り、国民党において言論規制がどのように進められていたのかを検証する。この時期における言論規制の手段は、新聞検閲と郵便検閲の2つに分けられる。その特徴は、端的に言えば軍主導である。

国民党で新聞や郵便の検閲が初めて確認できるのは、1923年3月に孫文が広州に設けた陸海軍大元帥大本営の時期である。軍政部長の程潜の建議により、4月に軍事機密の漏洩を防ぐため、新聞、郵便、電信を監視する目的で「郵便電信新聞検閲委員（郵電報紙検査委員）」が置かれた。詳細な実態は不明であるが、経費不足が深刻であり、程潜は孫文に窮状を訴えている。孫文は1924年3月、軍事活動が終わっていないことを理由に軍政部に検閲の継続を求め、財政委員会に支給を検討させた。それでも予算はつかず、程潜は再び孫文に検閲を停止するか、広東省長に要員を派遣させることを求め、孫文も8月になって省長であった廖仲愷に検閲を引き継ぐように指示した（『国父全集』、1989、第7冊、p. 90, pp. 327-328）。

実際は、その後も軍が主導した新聞検閲は続いていた。『広州民国日報』の陳孚木は、1925年6月に掲載した「再度、政府に一言申す」と題した社論で、「数年来、言論界が最も不便を感じてきたのが、新聞の検閲である」と苦言を呈している。陳孚木によれば、検閲員は職務範囲をよく理解せず、私情や浅薄な知識で思うがまま記事を削除していた。陳は「大局のため、軍事秘密の漏えいを防ぐのであれば、耐え忍んで従わなければならないが、大局は定まり、政府の軍事活動もないのに、新聞検閲は取り消すべきだ」と主張している（「社論 再為政府貢一言」『広州民国日報』1925、6、17）。『広州民国日報』は、国民党宣伝部が管理する機関紙に位置づけられており、言わば宣伝部側から新聞検閲に注文がついた形であった。この訴えを受け、孫文は広東省長の胡漢民、粵軍総司令の許崇智に新聞検閲を中止するように訓令を出した（「革命政府尊重輿論」『広州民国日報』1925、6、18）。

1926年7月に始まった国民革命軍の北伐に伴って国民党は支配地域を広げ、それらの地域でも軍が言論規制を主導した。広東、湖南、湖北、上海で新聞検閲が行われていたことは、これまでに指摘されている通りである（王，2017）。

軍中枢では、当初から言論規制が課題となり、対策が立てられていた。北伐を控えた6月4日に開かれた国民党中央常務委員会会議では、軍事委員会から軍事情報などを党機関紙に掲載しないよう求めがあり、中央宣伝部長が、政治委員会と軍事委員会の推薦する委員とともに新聞を検閲する方法を検討し、宣伝活動にも支障が出ないよう決議された（『中国国民党中央執行委員会常務委員会会議録』〔以下『常務委員会会議録』と略す〕第2冊，pp. 239-240）。8月には蒋介石が総司令を務める国民革命軍総司令部政治部に「郵便電信出版検閲委員会（郵電出版検査委員会）」が設けられることが決まり、委員会は軍総司令部政治部、国民党宣伝部、公安局、警備司令、電報局、郵務工会、印務工会からそれぞれ1人を出して構成され、政治部員が主席を務めた（王，2017）。軍総司令部は、「デマが日々盛んになっているのは、反動派の出版物の捏造宣伝だ」と指摘し、『時事新報』『新申報』『獨立報』など19紙を「反動出版品」と名指しした上で、税関の検閲を強化して持ち込みを禁止させ、公安局に取り締まりを命じた（「公安局查禁反動派出版物」『広州民国日報』1926，9，23）。

湖南省長沙では、軍総司令部総政治部が「新聞検閲条例（検査新聞条例）」を策定した。政治部宣伝科主任の郭沫若は新聞界の関係者を招き、条例の遵守を求めている。「新聞検閲委員会（検査新聞委員会）」も設けられ、総政治部、総参謀処、衛戍司令部、湖南省党部、長沙市党部の人員で構成し、総政治部の委員が主席を務めることになった。新聞社や通信社の原稿は、新聞検閲委員会で検閲を受ける必要があり、もし党義に反し、革命に不利な記載があり、あるいは検閲を拒否すれば、ただちに閉鎖するとともに責任者を軍律によって処罰するとした（「湘省報界厄運」『晨報』1926，8，30）。

1926年9月に漢口を陥落させた国民革命軍は、現地メディアの統制を始めた。郭沫若は自伝「北伐の途上で」で、「我々は報道界を手にするのを始め、2つのとても反動的な新聞社を閉鎖した。同時に新聞検閲委員会を組織し、全ての新聞は全て我々の検閲を経て発行できた」と振り返っている（郭，1947，p. 381）。

新聞検閲委員会の主席に任命されたのが、北伐軍の第二軍政治部主任で共産党員だった包惠僧である。包惠僧の回顧録によれば、総政治部主任の鄧演達から湖北省出身であることを買われて主席を任され、新聞検閲委員会は「省市党部、省市政府、武漢行營、総政治部で聯合して組織した」と振り返っている。ただ、鄧演達が主催する記者会見があり、宴会も開催されたが、郭沫若が『武漢商報』の編集長である鄒碧痕と意見が合わずに机を叩いて怒るなどし、うまくいわずに散会したという。「新聞検閲委員会は政治状況の変化で廃止された」としている（包，1983，pp. 277-278）¹⁾。

1) 「総政治部大部分遷至武昌」『広州民国日報』1926年10月30日では、「新聞検査委員会」「郵電検査委員」が「漢口弁事処」で事務を行ったとあり、包惠僧以外の人物が新聞検査委員会の業務を

しかし、実際は検閲が何らかの形で続いていた。北京の『晨報』は11月、漢口で差し押さえを受けたことを自ら報じ、「粵軍（国民革命軍）」が禁止した新聞雑誌は「十数種を下らず、『晨報』も含まれている」とした。晨報社には「郵務管理局」から書簡が届き、「国民革命軍政治部検閲員の検閲により差し押さえた」とも記している（「党軍扣留本報」『晨報』1926, 11, 2）。以上のことから、武漢においても軍主導で新聞や郵便の検閲が進んでいたことが確認できる。

一方、この時期の国民党宣伝部は言論規制までは行っていなかった。1924年に党が改組された際に想定された宣伝部の機能は、対外的な主張、党内の意見統一を図ることに加え、刊行物を収集して監視し、誤りがあれば正していくことに過ぎなかった。本質的に「宣伝」とは言えない言論規制は、軍という「暴力装置」に伴って始まっていた。

ただ、1925年10月から1926年5月まで毛沢東が宣伝部の代理部長を務めていた際は、宣伝部の人員を強化して監視機能を強め、共産党に敵対的な言論を規制する動きもあった（鈴木、2019）。例えば中央宣伝部は国民党中央執行委員会第130回会議で、宣伝部長経験のある葉楚傖が関わっていた上海の『民国日報』を審査した結果を報告し、上海でほかの機関紙を創刊すべきだと主張した。国民党第2回全国代表大会では、孫文の信頼も厚かった戴季陶の著書『国民革命と中国国民党』を廃棄すべきだという意見も上がった（「国民党第一百卅次会議紀」『広州民国日報』1926, 1, 27, 「全国代表大会第十四日」『広州民国日報』1926, 1, 26）。結局、これらの意見を受け、規制まで踏み込んだ形跡は見られない。

地方レベルでは、党や党宣伝部による言論規制の兆しも次第に現れた。1926年7月、広西省南寧の通俗教育日報社が「国家主義は民族主義であり、反革命ではない」という社論を掲載したことに対し、南寧市党部宣伝部が問題視し、市党部監執委員と各部長の聯席会議が議題として取り上げ、省政府に停刊を命じてもらう決議を行った（『常務委員会會議録』第3冊, pp. 171-172）。また1927年2月頃、広東省党部宣伝部は、広東省開平県で刊行する『開平明報』の言論がでたらめであり、国民党の政策を破壊していると主張して、開平県長に対して出版停止を求めている（「省宣伝部函開平県署制止開平明報出版」『広州民国日報』1927, 2, 12）。

しかし、このように規制に宣伝部が関与していた事例は極めて少なく、宣伝部門が発禁を決定して行政部門に実行させるという強い権限を有していたとも見えない。この時期、宣伝部に想定されていたのは、対外的に主張を展開する「言論誘導」と党内の「言論統一」であり、党外の「言論監視」を行うことはあっても、基本的には強制的に規制することには及んでいなかった。党外の言論規制は軍が主導していたのであり、宣伝部とは役割が分担されていた状況であった。

引き継いでいたとみられる。「武漢雑訊」『広州民国日報』1926年9月25日では、新聞検閲委員会、郵便電信検閲が置かれ、ともに軍総司令部総指揮部、省市両党部からそれぞれ要員を出して事務を取り扱うとある。

2) 「清党」時期の言論規制

1927年4月12日、蔣介石は上海で共産党指導下にある労働者糾察隊に対する武装解除を行い、国民党内から共産党を排除する「清党」を始めた。17日には南京で中央政治会議を開いて国民政府の樹立を決め、18日には胡漢民を代表とする国民政府が成立した。中央宣伝部長にも就任した胡漢民は、蔣介石や呉稚暉とともに中央政治会議にスローガンの統一を提案したほか、講演を行って共産党を排除する宣伝を進めた（王，1981，pp. 390-397）。

国民党が言論規制を大規模に展開するのも、この清党時期からである。『広州民国日報』には、広東省における国民党の宣伝機関による言論規制が比較的多く記載されており、まずは広東省での動きを見ていきたい。

清党開始3日後の15日、「中国国民党広東省特別委員会」が発足した。国民革命軍総参謀長だった李済深が中心となり、広東省に滞在していた国民党中央執行委員、監察委員、広東省党部、広州特別市党部のそれぞれ執行委員、監察委員は聯席会議を開き、李済深、古応芬、李福林、陳孚木、鄧彦華を委員とする特別委員会を組織し、省内の党务・政務・軍事を統括することを決めた。陳孚木に広州民国日報、曾養甫に国民新聞をそれぞれ接收して管理させ、言論機関の中枢も押さえた（「特別委員会第一次会議」「中国国民党広東省特別委員会告本省軍政党機関文」『広州民国日報』1927，4，16）。特別委員会の設置は、党政軍の組織を超えて権限を集約して清党に対応するためであった。

特別委員会の下には宣伝委員会が設置され、省内における一切の宣伝機関は委員会の指揮を受けることになった。委員会は当初、陳孚木、朱家驊、李家英、湯澄波、曾養甫で構成された。宣伝委員会の組織大綱によると、委員会には「宣伝科」、「検閲科（検査科）」、「編輯科」を置いて宣伝を取り仕切り、新聞や一切の書籍、印刷物を検閲して「反動」を宣伝するものは閉鎖や差し押さえをすることが定められた。宣伝委員会はすぐに省内の各県党部に反動的な宣伝を防止する指示を出し、出版物で「反動」に関するものがあれば、委員会に報告して閉鎖や差し押さえを行うべきだとした上で、5日以内の調査を求めている（「特別委員会各委員会成立」『広州民国日報』1927，4，18，「広東省特別委員会宣伝委員会組織大綱」「宣伝委員会令各県党部查禁共產言論」同1927，4，22，「中国国民党広東省特別委員会宣伝委員会啓事」同1927，4，27）。この時期に「反動」と指摘されるのは、概ね共産党の宣伝に関わるものであった。

特別委員会宣伝委員会は、統制の方針を定める組織であり、省党部宣伝部は実務を担った。実際に省党部宣伝部は5月、各県市党部宣伝部に対して、党や国を脅かす刊行物を徹底的に調べるとともに、「党義」を宣伝する書籍の販売促進も要求した。広州特別市宣伝部も7月、市内の書店で販売されている「反動言論」の書籍を取り締まるため、要員を派遣して検閲を行うこととし、省党部執行委員会を通して公安局から各書店に市党部宣伝部の検閲を受けるように通告することを求めた（「省宣伝部之重要通告」『広州民国日報』1927，5，25，「市党部派員検査書店書籍」同1927，7，4）。

ここで注意すべきは、第一次国共合作時期までの国民党の宣伝組織は、党に敵対的な刊

行物を監視する機能はあったが、これら宣伝委員会や広東省、広州特別市の宣伝部は取り締まりや閉鎖、差し押さえという強制的な措置も想定していることである。大きな政治転換に伴い、「宣伝」の名称がついた組織が前面に立ち、初めて全面的な言論規制に乗り出したものであった。

宣伝委員会は7月、「宣伝品検閲条例（宣伝品検査条例）」も公布した。この条例では、全ての宣言、宣伝大綱、標語、スローガン、定期・不定期刊行物は事前に宣伝委員会に原稿を送って検閲を受け、個人の出版物でも宣伝や政治に関するものは委員会の検閲を受けることが定められた。省内各地の新聞社、その他の言論機関に対しても毎日、新聞や刊行物を委員会に送り、検閲を受けることを求めた。省内に入ってくる新聞や刊行物は、委員会の許可を得てから入境させることなども定められた。条例違反や反動的な言論があれば、委員会が発禁処分にするか、もしくは国民党中央政治会議広州分会が嚴重処罰を行うとした（「宣伝委員会重要啓事」『広州民国日報』1927, 7, 4）。

宣伝品検閲条例の発布後、印務局や書局に要員を派遣して随時検閲を行った。委員会にも検閲のために原稿を送ってくるものは多いが、送ってこないものも少なからずあり、委員会は全ての宣伝品、個人出版物、政治を討論する内容の刊行物に関して、委員会の検閲が終わったという印章がなければ発行できないようにした（「宣伝委員会検査印務局書局」『広州民国日報』1927, 7, 6）。

宣伝品検閲条例は徹底して出版物の内容を規制し、コントロールするものである。「宣伝品」も国民党自らが出すものだけではなく、幅広く「宣伝」の性質を帯びた内容のものが対象になっていた。宣伝委員会が事前検閲する仕組みは、言論規制の主管部門が宣伝組織になる先駆け的な事例になった。1929年1月に国民党は宣伝品審査条例を策定し、出版物への取り締まりを強めるが、実はその1年半前に広東省で同趣旨の条例が制定されており、党全体よりも地方レベルで必要に応じた対処が先行して進んでいたのである。

こうした言論規制に踏み切る背景には、宣伝や言論の統一が必要であるとの考えが強まっていたことがある。宣伝委員会は「言論を統一する機関」と位置づけられ、各種宣伝品を検閲し、主義主張の統一の実効を上げることが強調された。第6回会議では、『現象報』が問題のある記事を掲載したことを警告し、委員会が定める宣伝方針に従い、宣伝を統一すべきだとしている。「宣伝を統一する見地」から軍総政治部の宣伝隊も委員会に帰属することにもなっていた（「宣委会取締不送検査之宣伝品」『広州民国日報』1927, 7, 19, 「宣伝委員会第六次会議紀」同1927, 5, 26, 「中国国民党広東省特別委員会宣伝委員会啓事」同1927, 4, 27）。宣伝品検閲条例の制定も、言論を統一するという目的を掲げていた。つまり宣伝や言論の統一は、対外的な主張に同質性を求めるだけではなく、意向に沿わない言論を規制することによって実現を図っていくことであった。

ただし宣伝委員会の力を過度に強調はできない。宣伝委員会検閲科は、発足から2か月余り経過した1927年6月末時点でも、「検閲範囲は甚だ大きい、係員はわずかに2人」という状況であり、増員が求められていた（「宣伝委員会第十次会議紀」『広州民国日報』1927, 7, 1）。人員不足を補い、検閲の実効を上げるため、7月には「義務検閲隊（義務

検査隊)」が組織されることが決まった。検閲隊は5人で構成され、広州市内の書局、印務局のほか、講演を検閲するもので、検閲員には毎月15元の手当が与えられることになった（「宣伝委員会第十一次会議紀（続）」『広州民国日報』1927, 7, 19）。いずれにしても、これほど少ない人員で強制力を伴った言論統制を行うことは難しかったとみられる。宣伝委員会は新聞や刊行物に問題があるかないかを判断して対処方針を決める「司令塔」の役割を果たしていたものとみられる。

規制の現場では、軍や公安機関が動いていた。国民革命軍総政治部は、広東省で「反動的な宣伝」に注意を払い、検閲によって摘発した宣伝品が「1万件余り」になり、焼却処分を進めた（「総政治部焚燬反動宣伝印刷品」『広州民国日報』1927, 6, 23）。また総政治部は、国民党左派と共産党が拠点を置く武漢で発行される『学兵日刊』『革命軍日報』『漢口民国日報』が「異常にでたらめであり、見聞きする者を惑わせる」という広州市公安局の報告を受け、これらを「反動宣伝品」として取り締まり、広東省に入るのを禁止させた（「総政治部請査禁漢口反動宣伝品」『広州民国日報』1927, 4, 26）。このほか広州市公安局は、所属機関に反動的な香港の新聞を取り締まる方法を伝え、広東省内で香港紙の情報源となっている通信員、通信員の原稿を送る者、新聞を販売する者、新聞を運ぶ者を摘発するよう求めた（「査禁反動報紙入口弁法」『広州民国日報』1927, 8, 16）。また広州市公安局は、市中で反動的なビラを警察が見つけたことを受け、各区署や分署に摘発を指示している（「公安局令区嚴緝散派反動伝单匪党」『広州民国日報』1927, 7, 30）。これらの言論規制が宣伝委員会の指示を受けたものかは確認できないが、軍と公安局は言論規制の実務を担う大きな力になっていたと言える。

広東省だけでなく、ほかの地域の状況についても確認しておきたい。

清党の起点となった上海でも、特設の宣伝組織が設けられていた。1927年4月、国民党中央政治会議上海分会は「上海宣伝委員会」を組織した。設置は「統一を図るため」とされ、宣伝を一致させることが目的であった。ただ、中央宣伝部も「上海宣伝委員会」を設置し、両委員会のメンバーも一部が重複していたため、政治会議上海分会は両委員会を一つの組織に衣替えさせた。詳細な活動は不明だが、英語、仏語、日本語での新聞発行を計画しており、対外的な宣伝を一つの使命にしていたとみられる。この宣伝組織は業務執行において不便があり、6月には「中央宣伝部駐滬弁事処」に改組された（「上海宣伝委員会今日成立」『申報』1927, 4, 26, 「宣伝委員会昨開成立会」同1927, 4, 27, 「中央党部重視上海宣伝」同1927, 6, 17）。

中央宣伝部駐滬弁事処の活動は、対外的な宣伝を主としていた。6月28日の初会議では、孫文を称える「総理記念週」、歌曲による宣伝、映画や劇場で孫文の遺影を掲げることや国歌を作成することなどが議論された。このほか学説の研究を行うことも予定され、孫文学説、党化教育、国際問題、労働問題などがテーマに上がっていた。別の会議では、上海の各新聞の言論が一致しないことが問題視され、「宣伝の最高機関」である弁事処が審査を行い、誤りを正していく責任を負うべきとし、言論に注意を払っていくことを確認した。また、各書局が出版する党義に関わる書籍・新聞について、内容の一致を図るために審査

する際の対応策を取りまとめてもいる（「宣伝委員会第一次常会記」『申報』1927, 6, 29, 「中央宣伝部駐滬弁事処最近工作」同1927, 6, 24, 「中宣駐滬弁事処2次職員会記」同1927, 7, 5, 「中宣駐滬委員第四次常会記」同1927, 7, 21）。このように対外的な宣伝を行うほか、出版物について国民党の基準に照らし合わせて誤りを正していくことは、1924年1月の党改組後に宣伝部の機能として設けられたものであり、目新しいものではなかった（鈴木, 2019）。

首都・南京では、国民政府が共産党の印刷物の取り締まりを求めた事例がある。1927年6月、国民政府は、武漢から郵送されてきた蒋介石の討伐を訴える刊行物や各学校で共産党に関連した印刷物が多く見つかり、人心を惑わしているとして、国民革命軍総司令部や南京戒嚴司令部、南京市政府、総政治部に速やかな取り締まりや郵便局での厳しい検査を求めている。南京戒嚴司令部から国民政府秘書処に宛てた返信では、共同で検査したところ、国民党に背く印刷物が多く見つかったと報告している（『中華民國史檔案資料彙編』第5輯第1編，文化（1），1994年，pp.181-182）。7月には南京の公安局が共産党の関係先を搜索して、内部の通達を含む宣伝品を押収している（「南京破獲共党機關詳情」『申報』1927, 7, 10）。しかし、これらの資料には、宣伝部が関わっていたという文言はなく、国民政府が独自に実施していたものであったとみられる。

上海や南京の事例からは、広東のように宣伝組織が主導して系統だった言論規制が行われたことは浮かび上がらない。つまり清党時期において、国民党として一致した言論規制の手法が取られていたとは言い難く、地域ごとに対応が異なっていたと考えるほうが適切である。広東省で言論規制が組織的に行われたのは、清党開始後に蒋介石支持を明確にした国民革命軍総参謀長の李済深が中心となって党政軍を統括する中国国民党広東省特別委員会を作り、早々に省内における権力の枠組みを固めたことも背景にあった。

この時期、宣伝部門において言論規制は統一されていないが、宣伝の統一が必要という認識では一致していた。例えば1927年7月、江蘇省党部宣伝部は、管内の党部、軍政治部の宣伝部長、宣伝科長を集めた会議を開き、中央宣伝部に対して宣伝統一の要請を行うことを決めた。具体的には南京で週1回の宣伝会議を開き、中央宣伝部の指導下で「宣伝の大計」を協議し、事案が起きた際は必要に応じて臨時会議を開いて対応し、一致を図ることを提案している（「統一宣伝之動議」『申報』1927, 7, 19）。宣伝の統一は切実な課題となり、そのことは統一した宣伝内容以外を認めない言論規制につながる背景となる。

3) 国民党統一後の取り締まり

1927年7月、汪精衛が主導する武漢の国民党も共産党を排除する「分共」に踏み切り、南京の国民党との再統合の交渉が始まった。しかし、南京側の蒋介石が再統合を促すために「下野」を宣言し、武漢側の汪精衛も主導権を握れない苛立ちから「引退」を表明するなか、9月に新設された中央特別委員会は何も決めることができなかった。1928年1月7日、中央常務委員会は臨時会議を開いて党務を再開させ、中央宣伝部長には丁惟汾が選ばれた（「中央常委会恢復」『申報』1928, 1, 8）。9日に蒋介石は国民革命軍総司令への復職を宣

言し、2月に第二期中央執行委員会第四回全体会議（二期四中全会）が開催され、国民党は体制を立て直していく。

国民党合流後、各地で共産党などの刊行物の摘発が続いていた。合流までは広東省で宣伝機関が主導した取り締まりが先行して進んでいたが、合流後は国民党の勢力下に入った華南の各省で国民党組織の構築が進み、党や党宣伝部が規制の主体になった。

例えば1928年2月、福建省で軍や警察が共産党員に対する取り締まりを強化するなか、省内で共産党の宣伝ビラが見つかったことを受け、福建省党部が郵便局に要員8人を派遣して検閲をさせたところ、連日にわたって「反動刊行物」を差し押さえた（「閩省嚴厲防共近訊」『申報』1928, 2, 11）。広東省広州では「反動刊行物」が「1万件以上」も見つかり、広州市党部宣伝部は1928年2月に焼却処分した（「市宣伝部焚燒反動書籍」『廣州民國日報』1928, 2, 17）。浙江省党務指導委員会は6月、『浙江民聲報』が国民党に対して繰り返し挑発的な言論を行い、警告を加えても改めないことから停刊処分をしている（「浙江民聲報被封」『中央日報』1928, 6, 6）。

上海市党務指導委員会宣伝部では、徐々に「反動刊行物」への警戒感が高まっていた。5月の宣伝委員会会議では、出席者の1人が共産党や国家主義派の宣伝品が非常に多く、対策を立てて撲滅する必要性を主張した。続いて6月には上海市内で共産主義の刊行物が10～20種類発見され、いずれも市内の印刷所で印刷されていたことから、同宣伝部は市公安局に印刷所を随時調査することを依頼し、共産主義や「反動刊行物」を印刷していれば禁止するよう求めた。そして7月の宣伝委員会会議では、「反動刊行物」を検閲した「総報告」が行われることにもなった（「滬宣伝部昨開宣伝委員会」『中央日報』1928, 5, 18, 「滬宣伝部請公安局嚴查市内印刷所」『中央日報』1928, 6, 23, 「滬宣伝部召集第六次宣傳會議」『中央日報』1928, 7, 7）。

「反動刊行物」を個別に取り締まるだけではなく、言論規制を制度化する動きが地方党部レベルで進んできた。清党時期から「反動刊行物」を摘発してきた広東省では、省党務指導委員会宣伝部が1928年夏、「審査出版物弁法」を定めた。前年に宣伝委員会が宣伝品検閲条例を制定したのに続き、県市党部における刊行物の審査手順を定めたものであった。弁法によれば、各県市の刊行物の審査は当該地の県市党務指導委員会が行い、「反動言論」があれば、委員会は軍当局や公安局とともに「警告」「販売禁止」「没収」「出版停止」「差し押さえ」「逮捕」といった処置を取り、詳細を省党務指導委員会宣伝部に報告し、県市党務指導委宣伝部は毎週、審査状況を省党務指導委宣伝部に報告することも求められていた（「粵指委会宣伝部最近工作」『中央日報』1928, 8, 2）。

このほかにも江蘇省党務指導委員会宣伝部は文化機関を指導するために定めた方案のなかで、出版機関で「反動言論」があれば、誤りを正すことを求め、警告、発行停止、閉鎖といった処分を行うことを定めていた（「蘇指委会的指導文化機関方案」『中央日報』1928, 6, 2）。湖南省党務指導委員会でも反動刊行物を厳禁とする弁法が作られ、広西省の党宣伝部も「審査宣伝品弁法」を作成し、取り締まりを行う基準を設けていた（『中央党務月刊』第4期, 1928, 11月, 「報告」p. 24）。

地方の宣伝部門が言論規制を強めるとともに、この時期には中央宣伝部が言論規制において徐々に主導権を発揮するようになってきた。1928年2月23日、国民政府が省政府と市政府に対して出した命令によると、中央宣伝部は「近頃、各新聞による共産党の騒動に関する記載は往々にして誇張している」と指摘し、社会を驚かせることが党と国家に不利益であるため、党営や党が補助を出している新聞社・通信社に修正するようにさせるが、そのほかの新聞社・通信社に対しては、国民政府から命じてもらうように求めた（「中華民國国民政府令第五五号」『国民政府公報』第35期、1928年2月）。その翌日、同じく国民政府から省政府と市政府への命令によれば、江蘇省政府が共産党の決議案などを発見したことを受け、中央宣伝部が「危害が多い」と判断し、これらの文書を見つけた際は中央宣伝部で処理すると伝えている（「中華民國国民政府令第五六号」『国民政府公報』第35期、1928年2月）。

続いて中央宣伝部は、問題ある刊行物の取り締まりに乗り出す。3月3日、国民党秘書処は国民政府秘書処に宛て、福建省で共産党の各種宣伝ビラや標語が見つかり、南京や上海から様々な「反動刊行物」が郵送されてきていることから、政府に対して厳しい取り締まりを要求した。これは元々、福建省党部籌備委員会から中央常務委員会に報告したものを受け、中央宣伝部で審議した結果、共産党が互いに連携して混乱を引き起こそうとしている内容だと判断し、各地の党部に注意を促すとともに、秘書処から国民政府に伝え、各省や特別市の政府に厳しく取り締まりを求めているものであった。実際にこの中央宣伝部の判断に基づき、国民政府は関係機関に命令を出していた。この命令に対して、南京市、河南省、江西省、安徽省、広東省、広西省の各政府のほか、軍事委員会も、命令に従い実行するとの返答も国民政府に送っていた（国史館所蔵国民政府檔案「共産党搗乱案件处理弁法案（一）」²⁾）。

ここで注意すべきは、地方から寄せられた情報に基づき、中央宣伝部が問題のある刊行物について判断を行い、各地の党部や国民政府に取り締まりの方針を伝えていることである。こうした手順は、中央宣伝部主導の言論規制では通例となっていくものであり、これは先駆的となった事例であった。訓政開始を前に党の政府に対する指導性が高まっていたことも背景にあったとみられる。

1928年の半ばからは中央宣伝部が言論規制に関与した記録が目立ち始めた。『江南晩報』が5月に「無責任な軍事外交当局」「蔣介石が馮玉祥を後任に推薦」といった記事を掲載したことに対し、中央宣伝部は発禁処分、新聞社を閉鎖、責任者の責任追及を決めた（「中央宣伝部查封江南晩報」『中央日報』1928, 6, 29）。同じ月には、共産党や国家主義派の『戦線』『星期』『醒獅』『無産青年』『布爾塞維克』に対しても取り締まりに乗り出した（『中央党務月刊』第1期、1928, 8, 「報告」pp. 12-13）。また中央宣伝部は7月、中央常務会議で『灯塔週刊』が党中央や国民政府を攻撃しているとして、取り締まりや郵便局の郵送

2) 国史館所蔵国民政府檔案「共産党搗乱案件处理弁法案（一）」（1928年3月5日、9日、16日、23日、26日、28日、31日、4月21日）001-014500-00005-020～028。

停止を求め、可決された（『常務委員会会議録』第5冊，p. 190）。

6月14日の中央常務会議では取り締まりの主体が議論に上った。南京特別市党務指導委員会が中央宣伝部に、新聞の言論に誤りがあれば、取り締まりを行うのは委員会か、委員会が市政府に依頼して取り締まりを行わせるのかについて問い合わせたところ、中央常務会議で協議が行われ、「検閲は市政府が行い、取り締まりは党部が決定する」と決議された。この決議は曖昧な部分を明確にした意味があり、言論の是非に対する「判断」は党組織が責任を負い、「実行」は政府が行うという党国体制のあり方を端的に示している。つまり取り締まりにおいて、主体となるのは宣伝部と認識されるようになったことが分かる（『常務委員会会議録』第5冊，p. 5）。

このように国民党合流後の言論規制に関しては、党組織、特に宣伝部門が指導的な役割を担うようになり、中央宣伝部も主導権を発揮しつつあった。また、国民党に敵対的な刊行物の取り締まりに関しては、南京特別市党務指導委員会が主体はどかが担うのかについて疑問を呈したように、当時の党関係者でさえ不明確だと感じていた。そうした曖昧な部分を整理しながら、宣伝部門は言論規制の要として認識されるようになっていった。

そして最も重要なのは、宣伝部の役割が、対外的に主張する「言論誘導」、党内の「言論統一」だけではなく、共産党の宣伝の取り締まりなど、党外における敵対的論調を排除する「言論規制」を含めたものとしてみなされるようになったことである。中国近現代における言論統制の特色を備える宣伝部がここではじめて頭角を現したのである。残された課題は、こうした実態として進んでいた言論規制について、中央宣伝部を頂点としていかに制度化することにあった。

Ⅱ．宣伝部に付与された「言論規制」の権限

1) 廃案になった「審査刊物条例」

ここでは宣伝部が言論規制の機能をいかに制度化していったかについて検証する。

1928年2月の二期四中全会では、宣伝を統一する重要性が再認識された。党組織の改組が行われ、農民部、工人部、商民部、青年部、婦女部は廃止されたが、秘書処、組織部、宣伝部は残され、新たに訓練部と民衆訓練委員会が設けられた。改組の提案理由では、宣伝部について、「党の組織は集中すべきであり、党の宣伝はもっとも統一が尊ばれ、集中した組織、統一的な宣伝であってはじめて偉大な革命の力を発揮する」と強調された（「蔣中正等改組中央党部提案」『申報』1928，2，5）。2月23日の国民党中央常務会議で中央宣伝部長に戴季陶が選ばれたが、戴季陶は就任を拒み、3月15日の中央常務会議で宣伝部長の経験がある葉楚傖が代理部長になることが決まった（『常務委員会会議録』第3冊，p. 329, p. 409, 「戴季陶辞中宣部長」『中央日報』1928年2月29日）。中央宣伝部の改革は、経験豊富で蒋介石からの信頼も厚かった葉楚傖によって担われることになった。葉楚傖の在任中、中央宣伝部は言論規制の施策を打ち出していくことになる。

3月22日の中央常務会議で「中央執行委員会宣伝部組織条例」が可決され、中央宣伝

部に普通宣伝科、特種宣伝科、国際宣伝科、徴審科、出版科、総務科が設けられた。言論統制に関わる部分では、徴審科に置かれた「徴集股」に「党外から本党を批判する刊行物の徴集」、「審査股」に「党外から本党を批判するものの審査」「一切の定期、不定期刊行物の審査」という機能が設けられた（『中央党務月刊』第1期，1928，8月，「法制」pp. 6-8）。

しかし、批判的な刊行物を集め、審査することは定められていても、国民党が「問題」と見なした際の強制手段には触れていない。その後、宣伝部組織条例は11月8日の中央常務会議で大幅に修正され、そこで新たに指導科を置き、審査で問題が見つければ発行禁止などの処置を取ることもできるようになった。ここで初めて「党」として強制手段をもって中国社会の言論規制を行うという制度が整った。なぜ宣伝部組織条例はわずか7か月半の短期間の間に大幅に修正され、言論規制の機能がこのように強化されたのか。それは、その間に起きた政治的動きに関係するものであった。

3月に改組された中央宣伝部で当初から大きな課題と認識されたのが、宣伝品の検閲である。宣伝部組織条例には、中央宣伝部に設計委員会を設け、全ての方針を計画することが定められており、葉楚傖は陳立夫、曾養甫、周仏海、陳布雷の4人を委員に推薦して認められた（『常務委員会會議録』第4冊，pp. 10-11）。4月3日に開かれた設計委員会の初会合で決定したなかで、最初に挙げられるほど重要視されたのが「宣伝品の検閲を実行する」ことであった。このほか宣伝大綱や宣伝工作計画を毎週定め、毎週金曜日の午後に会議を開くことが決められた（「中央宣伝部將実行検査宣伝品」『中央日報』1928，4，4）。

6月7日の中央常務会議で、中央宣伝部は「審査刊物条例草案」「設置党報条例草案」「指導党報条例草案」「補助党報条例草案」「指導普通刊物条例草案」の5草案を提案した（『常務委員会會議録』第4冊，p. 432）。5草案のうち、「審査刊物条例草案」こそが宣伝品の検閲に関わる規則であり、中央宣伝部が4月から起草していた。ほかの4草案は5月に作られており、「審査刊物条例」は一層重視されていたことが分かる（『中央党務月刊』第1期，1928，8，「報告」p. 9，p. 11）。これらの草案は、中央組織部、中央宣伝部、中央訓練部、民衆訓練委員会に經亨頤、白雲梯が加わって審議され、「設置党報条例」と「指導党報条例」は6月21日の中央常務会議で可決された（『常務委員会會議録』第5冊，pp. 49-50）。ところが、最重視されていた「審査刊物条例草案」は可決された記録がなく、党内に可決が周知された形跡もない。7月5日の中央常務会議では、「審査刊物条例草案」を取り消し、新聞の言論に対していかなる態度を取るか根本方針を決める必要があると議論された。意外なことに、廃案になっていたのである（『常務委員会會議録』第5冊，p. 217）³⁾。

「審査刊物条例草案」は17条からなり、対象や審査、判断基準、処分内容について定めていた。対象となる刊行物は、書籍、雑誌、小冊子、通信社の原稿、ビラなどとした。中

3) 中央宣伝部が提案した「刊物審査、報紙指導条例は審査を経て取り消す」とある。刊物審査条例とは「審査刊物条例草案」、報紙指導条例とは「指導普通刊物条例草案」のことであると考えられる。

中央宣伝部が審査と処理を担い、遠方の場合には各地の省党部宣伝部や特別市党部宣伝部が代行することができ、中央宣伝部に報告することになっていた。審査基準は、「本党の主義、党綱、政策」とだけ記されている。審査結果によって、「奨励」「許可」「不許可・再審査」「訓戒修正」「取り締まり・没収」「差し押さえ」「逮捕処罰」という7つの処分も定められていた。そして刊行物の発行所や出版社が刊行物を審査のために送らなければ処罰することも決められていた⁴⁾。廃案になったのは、こうした内容に不足があったからである。

必要性が認識されていた「審査刊物条例」は、なぜ実現しなかったのか。7月5日の中央常務会議の記録に、その理由が窺える内容がある。中央宣伝部代理部長の葉楚傖は、首都衛戍司令の谷正倫が「反動刊行物を取り締まる基準を急ぎ定めるべきだ」と訴えており、反動刊行物を取り締まるのは、共通して守ることができる標準でなければ対処が難しいとしていた（『常務委員会会議録』第5冊，p.218）。つまり何が「反動」なのかという基準を明確化する必要があるということである。「審査刊物条例」が廃案になったのも、取り締まりを行う基準ははっきりしていないためであったとみられる。逆に言えば、こうした課題こそが、国民党が言論統制を行う上で重視していることであったといえる。

ちょうどこの時期に蒋介石が盛んに唱え始めたのが、「思想の統一」であった。1928年6月に国民革命軍は北京を占領して北伐を完了させ、東北三省を除いて全国を統一したタイミングでもあった。北伐を勝利に導いた蒋介石は6月28日、中央政治会議武漢分会の歓迎会で演説を行い、「現在の統一は真正なる統一ではなく、真正なる統一は思想の統一である」と強調し、三民主義による思想統一の必要性を訴えた（「政治分会歓迎席上蔣李兩総司令的演説」『中央日報』1928，7，3）⁵⁾。続いて7月18日、北京で各界の人士を集めて行った講演でも、「現在、一般の青年が沈鬱として、社会が混乱しているのは、全て中国人の思想が不確定で統一されていないためである。思想の統一は何よりも重要である」として、孫文の三民主義を中国唯一の思想と定めなければならないとした（秦，1984，10巻，p.323）。軍事的な勝利を収め、国民党を中心とした体制を築く必要性を感じていたのである⁶⁾。

8月に開かれた国民党第二期中央執行委員会第五回全体会議（二期五中全会）でも思想の統一や言論の基準が大きなテーマになった。8月8日の開幕に合わせ、中央宣伝部は革命理論を整理統一する案を出している。その提案によると、革命理論の中心がなければ、「宣伝は統一できず、行動も一致できず、力も集中できない」と強調した。数年来、党内での紛糾が相次いだのは、革命理論が統一されていないためで、党の宣伝刊行物も雨後の竹の子のように増え、党员の間で派閥ができる傾向があり、党に対する批判的な態度を取る者がおり、些細なことで攻撃して建設的でないといった課題を指摘した。その上で、「早急

4) 中国国民党文化伝播委員会党史館所蔵会議記録檔案「審査刊物条例草案」会2.3／85.11。

5) 演説を行った日付は、呂，2014，第2冊，p.282を参照。

6) 横山，1996，p.95でも、蒋介石による「思想統一」の主張に触れ、「国民全体を国民党のもとに服従させるという主張」と指摘している。

に言論の基準を定め、党员全体が基準によって意見を発表する」ことの重要性を訴えた（『整理統一革命理論案』『申報』1928，8，8）。

言論の基準について、蔣介石は「緩めすぎれば雑然となって入り乱れ、締めすぎれば閉塞感の害を免れない」という考えを示した上で、「基準を定め、主義を乱し、人心を惑わし、本党の主張に背く者は、全て絶対に禁止する」とした（『蔣中正發表対時局意見』『中央日報』1928，8，10）。中央常務委員の于右任も「革命理論を統一する案は、中央各委員，各級党部，多くの党员の一致した要求だ」とした。「昨年，党務が破壊されて以降」，こうした要求がやまず，党が紛糾して，党内に小集団，秘密組織ができ，党務を進めることをできなくさせ，同志が互いに疑うようになったのも，「理論の不統一が原因だ」と断じている。そこで統一した革命理論を検討するため，中央委員若干名で慎重に研究を行って発表するとした（『中央党務月刊』第2期，1928，9，「報告」pp. 15-18）。理論統一の考えは地方にも波及しており，湖南省の宣伝部は「理論を統一し，反動宣伝を杜絶する」という目的のため，長沙市内の書店を調査していた（『湘宣伝訓練两部審査各書店刊物』『中央日報』1928，9，10）。

以上のことから，言論に関しては党の基準に合致するものしか認めず，党に背くような内容であれば容赦なく禁止するという方向性が示され，基準作りが急いで進められたことが分かる。蔣介石らのこうした発言の背景には，共産党だけではなく，国民党左派が言論活動を強めており，党内の派閥対立が思想や革命理論の統一を急がせていたという事情があった。

実際，国民党左派を中心に形成され，蔣介石の反対勢力になる「改組派」で指導的な役割を果たすことになる陳公博は，1928年5月に上海で『革命評論』を発刊していた。陳公博は『革命評論』に掲載した「党の改組原則」で，「党の改組」を要求し，「党の権威を高め，党の専制を実行する」という主張を展開し，蔣介石らの軍支配に反発した。「党の民主化，青年化を促し，少数の幹部による独裁に反対する」とも訴え，現状における党指導体制を批判した（『党的改組原則』『革命評論』第10期，1928，7，8）。共産党を脱党していた施存統は『革命評論』で，党が民衆の基盤を打ち立てるためには，民衆の利益のために奮闘しなければならないとした上で，「国民党はすでに民衆の基盤を失った。以前は党を擁護した民衆は現在，党に不満を抱き，失望して，ひどい場合は嫌うようにもなった」と強い語調で国民党を批判した（『恢復十三年国民党改組的精神』『革命評論』第5期，1928，6，3）。

陳公博の自伝によれば，『革命評論』の発行部数は多い時には1万5千部を数え，各方面に影響を与えた。顧孟餘の『前進』，劉叔模らの『呼声』，趙惠謨らの『夾攻』，章乃器が創刊した『新評論』は，『革命評論』と呼応するような論調であり，こうした出版物が「10種や20種」に及んだという。顧孟餘は改組派の中心人物であり，劉叔模，趙惠謨も国民党に所属していた（汪，1979，pp. 178-190，陳，1944，pp. 甲 268-283）。中央宣伝部は4月，『夾攻』に国民党とは異なる言論が目立ったことから，一致団結して党の基礎を固め，国民革命を完成させ，三民主義を実現し，勝手な言論を許して分裂するのを防ぐため，嚴重

警告を行っていた（「中央宣伝部警告夾攻社」『中央日報』1928, 4, 19）。党内において「異論」を排除することが、宣伝部門にとって大きな課題になっていたのである。

『革命評論』は宋子文から補助を受けて出版されていたが、「蔣介石が宋子文の意向」で補助を打ち切られた。その後も自力で『革命評論』の発行を続けたことから、「蔣介石はいささか腹を立てた」と陳公博の自伝に記されている。当局は『革命評論』を追い込むため、印刷所に対して印刷を引き受ければ営業停止、書店にも取り扱わないように警告を行い、『革命評論』は郵便局でも差し押さえられ、1928年秋には停刊に至った。「異論」を排除するために取られたこうした手法は、国民党が「問題」とみなした刊行物を出版させない常套手段になっていくことになる。

国民党が「審査刊物条例」の制定を目指したのは当初、党外の言論を規制することが目的であったとみられる。ところが「審査刊物条例」は必要性を認められながら廃案になっていた。その理由は党としての言論の基準が定まっていなかったためであった。それほど言論の基準に厳密性を求めたのは、党内において蔣介石ら主流派とは異なる意見が強まり、取り締まりの必要が生じていた時と重なっていたことに関係がある。つまり条例を制定する目的は、党外の異論を排除するだけではなかった。党内における「正統」と「反動」の境界を明確に示し、かつ権力を掌握した蔣介石ら主流派にとって有利になる必要があったと考えられる。制定が遅れた原因は、緻密な理論的検討を行う時間が必要だったためであろう。条例の制定は、党内における「言論統一」と党外の「言論規制」を貫くような内容を求めていたといえる。

2) 「宣伝部指導科」設置と「宣伝品審査条例」策定

1928年10月3日、国民党中央常務委員会は、「中華民國国民政府組織法」と「訓政綱領」を制定し、国民党が一党支配を行う訓政が正式に始まった。宣伝部のあり方や言論規制を行う基準についても、同様に党主導を明確化させていくことになる。

最も大きな変化は、中央宣伝部に指導科が設けられたことである。11月8日の中央常務會議で修正された「中央執行委員会宣伝部組織条例」には、条例改正の説明書が添付されており、指導科を設けた理由は、「これまで党内外の宣伝事案に積極的に幅広く指導を行うことができなかった」ためであった。

指導科には、「指導股」「審査股」「海外股」が設けられた。指導科に審査股を設けたのは、それまでの組織条例では「徴審科」で刊行物の審査を行っていたが、「審査をしても指導がなかった」ためだと理由を挙げている。つまり中央宣伝部は、それまで審査を行う「言論監視」機能はあったが、「問題」があった際に指導することができなかったのである。指導科に審査股を置くことにより、刊行物を審査して「問題」があれば、「警告」「糾正」「責斥」「査禁」を行うことができるようになった（『修正中央執行委員会宣伝部組織条例』『中央党務月刊』第5期，1928，12，「法制」pp. 3-6）⁷⁾。この条例改正により、宣伝部の「言

7) 1927年10月に定められた「宣伝部組織条例」でも「指導科」が設けられていたが、この指導

論監視」と「言論規制」の機能をスムーズに連動させていく狙いがあったといえる。

組織改編された後、改めて課題になったのが、刊行物の審査の基準であった。当時、中央宣伝部は連日にわたって各地各級の党部や党員の言論を審査していた。また、中央を誹る印刷物が多数発見されると、各級党部宣伝部が関係するものは警告を出し、国民党とは関係のない印刷物の場合は、審査意見をつけて国民政府に知らせ、現地の政府に厳しく取り締まるように命じていた。11月15日の中央常務会議で、中央宣伝部は、こうした刊行物の審査に関する経過と困難な状況を説明し、いかに根本的で統一した基準を作っていくかについて指示を仰いでいる（『常務委員会会議録』第6冊，p.369）。国民党に不利益となる言論が強まるなか、急いで判断の基準を定める必要性が高まっていたといえる。

その約2か月後の1929年1月10日、刊行物を審査する詳細を定めた「宣伝品審査条例」が、中央常務会議で修正の上で可決された。中央宣伝部は提案にあたり、「宣伝を統一し、反動を厳しく防ぐため」と理由を挙げている（『常務委員会会議録』第7冊，p.29）。1928年4月以来、中央宣伝部代理部長の葉楚傖らが必要性を認めながら、先送りされてきた言論の基準がようやく明確になったのである。条例は15条からなり、第1条には、修正された宣伝部組織条例の「指導科審査股」に関する規定に基づいて定めたとしており（『中央党務月刊』第8期，1929，3，「法制」pp.12-13）、宣伝部の組織改編と刊行物の審査基準作りが一体となって進められていたことが分かる。

宣伝品審査条例で示された審査基準は、①孫文の遺教、②本党の主義、③本党の政綱・政策、④本党の決議、⑤本党の現行法令、⑥そのほか一切の中央が認めた党務に関する政治的な記載としており、まさに国民党そのものが言論の基準であると表明しているに等しい。廃案になった「審査刊物条例」に比べると、基準がより明確になっていた。

一方、取り締まりの対象となるのは「反動宣伝品」とした上で、具体的には、①共產主義や階級闘争を宣伝するもの、②国家主義、無政府主義、その他の主義を宣伝して国民党の主義・政綱・政策・決議を攻撃するもの、③国民党の主義・政綱・政策・決議に反対したり、背いたりするもの、④国民党を挑発し、離間・分化を図るもの、⑤デマで混乱を招くものを挙げている。ここで「反対したり」「背いたり」とあるのは、党内外を問わないという意味であるといえる。廃案になった「審査刊物条例」には、「反動」という言葉はなく、問題となる具体的な内容にも触れられていなかった。こうした内容を明確化するために廃案になっていたということは明らかであろう。

審査の対象となるのは、国民党の宣伝品、党宣伝機関が出す党政に関わる宣伝品、党内外に関わらず、新聞や通信社の原稿、党政に関わる書籍、戯曲、映画のほか、党政に関わ

科は民衆宣伝運動、社会事業、新聞・演劇・図書館の指導、学校やその他団体の訓練、統計調査を主な任務としており、1928年11月に設けられた「指導科」とは性格が異なる（「中央宣伝組織両部組織条例」『申報』1927，10，15）。また、1928年3月22日に中央常務会議で定められた「省党務指導委員会組織細則」にも宣伝部に「指導科」が設けられ、省内の文化機関を指導し、宣伝や言論の一致を図り、その誤りがあれば正して発展を助けることを定めていたが、審査に基づいて規制する文言は見られない（『常務委員会会議録』第3冊，pp.432-439）。

る一切のビラ、標語、公文書、電報を挙げており、非常に幅広い。審査の結果、「正しい認識」であれば称揚するが、誤りは正し、反動であれば禁止、差し押さえ、取り調べの上で処罰するとしている。「反動宣伝品」を差し押さえたり、責任者を追及したりすることは、中央党部から国民政府を経て、主管部門によって執り行われるが、審査を行って白黒を判断するのは中央宣伝部、各省特別市の党部宣伝部が責任を負うことが明記された（『中央党務月刊』第8期、1929、3月、「法制」pp. 12-13）。中央宣伝部が審査の中心となることは、すでに1928年から実行されてきており、これによって明文化されたものでもあった。

このように中央宣伝部に指導科が置かれ、続いて宣伝品審査条例が定められたことにより、問題の有無を判断する基準が示され、審査対象や処罰の手段も規定された。そして審査を行うのは宣伝部門であり、実行するのは行政部門であるという役割分担も整った。これらによって国民党が進める言論統制の方向性は明確になり、宣伝部門が言論統制に関して大きな権限を有していることもはっきりすることになった。

こうした変化は、党が政府を指導する「党国体制」の中で生まれたものであった。規制にあたって孫文や国民党の考えを言論の基準と示した上で、三民主義とは合わない共產主義や国家主義などの宣伝、国民党への攻撃につながる内容を認めないこととした。つまり党国体制下における言論規制の主管部門は、党を守ることを至上の目的としていたことを明確にしたものであるといえる。

Ⅲ．宣伝部による言論規制の強化

1) 「反動刊行物」の取り締まり

国民党中央宣伝部に指導科が設置され、宣伝品審査条例が施行されるに至り、国民党の宣伝部門における言論規制の基準が定まった。これ以降、国民党内の刊行物に関する取り締まりが強まるとともに、言論規制に関する制度や仕組みが練り上げられていった。国民党がどのように取り締まりを行ったかについては、これまでも論じられてきた⁸⁾。ここでは重複を避けながら、中央宣伝部を中核として、どのように規制の仕組みを作り上げていったかを検証したい。

中央宣伝部は、国民党にとって反動的な刊行物について積極的に実態把握に努めるようになった。中央宣伝部は指導科の設置前であった1928年9月、各省市党部向けの「反動書籍刊行物取り締まり報告表」を作成した（「中央宣伝部最近兩週工作」『中央日報』1928、10、3）。各地で行われていた取り締まりの状況を把握するためだったとみられる。この報告表の具体的な内容は不明だが、同時期に浙江省党務指導委員会が同趣旨とみられる「反動宣伝調査表」を作成し、下級の党部に配り、「反動宣伝」を厳しく調査するように求めている。この調査表は、発見した場所、宣伝内容、宣伝を行った者の氏名や経歴、

8) 倪（1996）は、檔案資料を用いて刊行物の規制について具体的に検証している。王（1996）も1928年～1945年の新聞検査の実態について論じている。

反動的機関の所在地、背景、宣伝対象と区域、国民党への攻撃内容、影響など 18 項目にわたって調べるように指示し、調査員に対しては「一切の反動宣伝を完全に肅清し、乱の源を杜絶する」ことを求めた（「各地党務最近消息」『中央週報』第 24 期，1928，11，19）。

各地の取り締まりの状況は中央宣伝部で集約された。1928 年 12 月の「中央宣伝部工作経過」は、「反動刊行物 34 件を摘発した」と報告している（『中央党務月刊』第 7 期，1929，2，「報告」p. 11）。中央宣伝部工作経過は、党内向け刊行物『中央党務月刊』が創刊された同年 8 月から毎月掲載されていたが、「反動刊行物」の検挙件数を取りまとめたのは、12 月の報告が最初の事例だった。これも 11 月に指導科が設置されたことが関係していると考えられ、この報告以降、中央宣伝部工作経過には毎月、検挙件数が掲載されることになった。

中央宣伝部を頂点とした刊行物の審査体制も構築されていった。宣伝品審査条例の規定では、刊行物の審査については、各省・各特別市の党部宣伝部が責任を担い、所管する区域内における全ての宣伝品を審査し、その審査意見に原本を添付して中央宣伝部に送ることが定められた。1929 年 1 月に制定された「各級党部宣伝工作实施方案」によれば、県市党部も出版物を収集し、宣伝品審査条例に基づいて審査を行い、問題があれば処分することができ、省党部への報告が求められていた。区党部も出版物に注意し、反動的な宣伝がないかどうかを調べ、上級党部に伝えることになっていた（『中央党務月刊』第 9 期，1929，4，「方案」pp. 1-23）。

実際に地方で見つかった「反動刊行物」について、宣伝部門がどのような手順を経て禁止し、全国に取り締まりの網を張り巡らせたのかが端的に分かる比較的早い事例の一つ挙げてみたい。

1928 年、江蘇省揚州の江都県党務指導委員会宣伝部は詩人・王独清の長編詩『11DEC』（『I1DEC』）を発見し、江蘇省党務指導委員会宣伝部を通して中央宣伝部に取り締まりを要請した⁹⁾。これに応じて中央宣伝部は『11DEC』を「共産党の刊行物」と見なして、中央常務委員会に報告を行った。報告は認められ、中央秘書処は 12 月 11 日、各省・特別市の党部に、また国民政府を通して各省・特別市の政府、各衛戍警備機関に伝え、一体となって厳しく取り締まり、各地でこの書籍を販売する書店に対して状況によって処罰し、閉鎖することも求めている（『中華民國史檔案資料彙編』第 5 輯第 1 編，文化（1），1994 年，p. 186）。

このほかにも 1929 年 2 月、浙江省党部宣伝部が『決闘』、南京市党部宣伝部が『紅旗』

9) 王独清の長編詩『11DEC』は、1928 年 11 月に出版された。表記は 12 月 11 日を意味する『11DEC』が正しいが、国民党の資料では誤って『I1DEC』と書かれている。共産党の広州蜂起（1927 年）をテーマにしたとされ、「資産階級と軍閥の統治を転覆させる」などの文言が記されているため、禁止になったとみられる。王独清は、郭沫若らも属した創造社のメンバーで左派の作家だったが、共産黨員ではなかった（李建中，1994，劉福春・李怡主編，2021）。国民党政権下では、共産党のレッテルを貼って「反動刊行物」とみなすことも少なくない。

について取り締まりを中央宣伝部に求め、中央宣伝部から中央常務委員会に報告があり、それぞれ取り締まりが行われた事例がある（『中央党務月刊』第9期, 1929, 4, 「報告」p. 19）。浙江省党部宣伝部による1929年4月から半年間の工作報告によれば、浙江省党部宣伝部から中央宣伝部に取り締まりを願い出た刊行物は半年間で50種類余りに及んだ。共産党、無政府主義派、国家主義派、改組派などの刊行物で、全て中央宣伝部を経て全国一律に禁止されたとしている¹⁰⁾。

このように現場レベルで「問題」のある刊行物を発見した後、中央宣伝部が「反動刊行物」であるかどうかを決め、中央常務委員会の決議を経た後に各地の党部、また国民政府を通して各地の政府に取り締まりが指示されることが通例となっていた。

集約された「反動刊行物」に関する情報はリスト化され、取り締まりの参考にするため各党部に配布されていた。1929年5月、中央宣伝部は各級党部宣伝部に『爽報』『觉悟青年』『喇叭』『未明』など25件を列举した「第二次禁止刊行物表」を提示し、現地の政府とともに取り締まりを求めたことが確認できる（『中央党務月刊』第12期, 1929, 7, 「報告」p. 12, 張静廬輯註, 1959年, pp. 159-160）。1930年5月、中央宣伝部が主導して国内外の新聞、雑誌、刊行物の調査が行われ、『審査全国新聞雑誌刊物総報告』としてまとめられ、27件が「反動刊行物」とされた¹¹⁾。7月8日の中央常務会議では、中央宣伝部が「反動刊行物が党と国を脅かしている」という認識に立ち、取り締まるべき刊行物167件をリスト化し、各級党部と政府機関が一体となって取り締まることを提案し、認められてもいる（『常務委員会會議録』第8冊, pp. 489-490, 『中華民国史檔案資料彙編』第5輯第1編, 文化（1）, pp. 218-225）。

「反動刊行物」の取り締まりにおいて、効力を発揮していたのは郵便検閲であった。郵便検閲の大きな手順を定めた「全国重要都市郵件検査弁法」が1929年8月29日、国民党中央常務会議で可決された。各郵便検閲員のなかで、中央宣伝部が指定して派遣する者を主任として、検閲員、審査員を若干名配置し、主任の指揮を受けて一切の郵便検閲を行うことが定められた。検閲の手順は、まず検閲員が郵便物を調べ、「反動」の疑いがあれば審査員に送り、審査員も「反動」と疑いを認めれば、主任に回して調べる。その結果、宣伝品審査条例に違反しているものは、現地の「高級党部」の宣伝部に送り、治安や軍事に関わる郵便物は現地の「高級政軍機関」に送ることになっていた（「全国重要都市郵件検査弁法」『中央党務月刊』第14期, 1929, 9, 「法規」pp. 11-12）。

1930年3～5月における中央宣伝部の工作報告では、「反動宣伝」の取り締まりにおいて、「郵便検閲所が極めて大きな効果を収めた。反動派の陰謀計画の発覚、秘密機関の摘発に

10) 中国国民党文化伝播委員会党史館所蔵一般檔案「中国国民党浙江省執行委員会宣伝部工作概況」一般 436/144。

11) 中国国民党文化伝播委員会党史館所蔵一般檔案「民国十九年五月份審査全国報紙雜誌刊物総報告」一般 436/154。「審査全国報紙雜誌刊物総報告」は7～9月にも行われていた（倪, 1996, pp. 169-194）。

大きく役立った」と評価している。一方、「郵便検閲所は反動宣伝を取り締まるには非常に重要」であるが、設備や指揮の面での課題があるとも指摘した。それは運営上に困難があり、改善を図って「工作の統一」を図る必要性があるほか、「反動宣伝」を徹底して消滅させるため、各地の状況に応じて省都や県市に郵便検閲所を設けるべきというものであった（「中央執行委員会宣伝部工作報告（1930年3～5月分）」『中央党務月刊』第28期，1930，11，pp.213-214）。

これを受け、『中央党務月刊』に毎月掲載されている「中央宣伝部工作経過」で、1930年7月以降の報告に、中央宣伝部が各地の郵便検閲所に直接命令した記録が頻出するようになる。郵便検閲所に「反動刊行物」を速やかに中央宣伝部に送らせるほか、一律に差し押さえを命じたり、配布した「押収刊行物報告表」の形式通りに差し押さえた刊行物の報告表を送らせたりしているほか、私人の手紙も一律に取り締まることなどを求めている（「中央宣伝部工作経過（1930年7月分）」『中央党務月刊』第25期，1930，8，pp.91-92，「中央宣伝部工作経過（1930年9月分）」同，第27期，1930，10，p.75，「中央宣伝部工作経過（1930年11月分）」同，第29期，1930，11，p.136）。中央宣伝部は言論規制を効果的に行うために力を及ぼす範囲を広げ、そういった拡大が認容されるほど地位を固めていったのである。

中央宣伝部による規制強化の背景にあるのは、軍事力を通して権力を掌握した蒋介石を取り巻く厳しい政治環境と社会環境である。蒋介石が指導する軍は北伐を成功させて全国を統一したが、国民党外では共産党が反国民党の宣伝活動を展開し、党内も紛糾して蒋介石に敵対する改組派が勢いを強め、1929年には李宗仁、馮玉祥が蒋介石打倒に立ち上がった。1930年に入ると、閻錫山、李宗仁、馮玉祥が改組派や西山会議派とも提携して、中原大戦につながっていく。こうした政治背景のなか、1930年に中央宣伝部が禁止した「反動刊行物」は477種あり、種別では共産党312種、改組派80種、国家主義者17種、無政府主義派4種、社会民主党刊行物2種、そのほかが60種であった（「中央宣伝部一年来工作概況」『中央週報』民国二十年新年増刊，1931）。この統計は、蒋介石を中心とした国民党主流派が何を「反動」とみなし、権力維持のために宣伝機関を通して規制を加えたのかを如実に表しているといえる。

2) 出版法の制定

宣伝品審査条例は国民党内の規定であったが、条例を基礎にして国家の法律である「出版法」の制定も進められた。

出版法を制定するにあたって中央宣伝部が起草した「出版条例原則」には、国民党の色彩は一切なかった。出版条例原則は1929年8月、中央宣伝部から中央常務会議に草案が提案され、続いて中央政治会議で修正通過している（謝，2000，pp.511-513）。6項目からなり、第1項で出版の自由を保障し、不適切な出版品の流通を防ぐために条例を設けることを謳っている。言論規制に関する内容では、一切の出版品の登記・審査は国民政府が所管する機関で行うことを掲げ、不適切な内容として、①反動思想を宣伝するもの、②国

家の法令に違反するもの、③善良な風俗を破壊するもの、④治安を妨害するものを列挙している。違反すれば、誤りを正すか、警告を与えるか、または取り締まりや処罰するとした（『中央党務月刊』第14期、「法規」p.11）。この段階では、表面的には行政機関が規制の主体となることが想定され、取り締まりの対象となる内容も、国民党の主義などに触れられることはなかった。

出版法は、立法院で法案作りが進められた。1929年8月に出版条例原則が立法院に送られ、1930年5月には立法院の法制委員会で、委員の羅鼎、劉克儁、孫鏡亜に条文の起草が任されることになった。11月になって法制委員会と立法院会議で出版法の草案が通過して、成立している（『立法院公報』第9期、「立法院會議議事録」p.17、第18期、「立法院各委員會議議事録」p.4、第24期、「同」p.6、「立法院會議議事録」pp.12-13）。出版条例原則が出されてから、出版法の成立まで1年3か月がかかっており、この間にも出版法を巡る議論が進んだとみられるが、経過は分かっていない。

12月16日に国民政府によって公布された出版法は、出版条例原則とは打って変わって国民党色が前面に出る内容に変わった。出版物が掲載できない不適切な内容として、①国民党、三民主義の破壊を企てるもの、②国民政府の転覆を企てたり、中華民國の利益を損なったりするもの、③公共の秩序の破壊を企てるもの、④善良な風俗を妨害するものが挙げられた（劉，1992，pp.104-109）。出版条例原則では国民党に触れていなかったが、出版法では国民党や三民主義が最重要の基準として書き込まれた。国民党に同調するか、背くかを判断基準とした宣伝品審査条例に近い内容になった。

ただ、この出版法で中央宣伝部の存在は、表だっていない。中央宣伝部が言及されたのは4か所にとどまる。うち3か所は、発行する出版品の送付先として指定されているだけである。残る一つは、「党義と党務」のことを掲載する新聞や雑誌であれば、省党部などを経て中央宣伝部に申請、登記することを求めたものであった。つまり条文上は、「党義と党務」に関係がなければ、発行人は発行を始める前に所在の地方主管官署に届け出を行い、省政府や市政府の許可を得るだけで発行できたのである。この出版法の内容だけを見れば、中央宣伝部の関与は薄いといえるが、この時期には実態として中央宣伝部がすでに言論規制の司令塔の役割を果たしていた。国の法律に党機関の作用を書き込むこととはばかった可能性がある。

翌1931年10月に公布された「出版法施行細則」では、中央宣伝部が権限を握っていることが分かるようになった。まず第1条で、内政部と中央宣伝部が出版法に基づいて登記と審査をするため、施行細則を定めたことを表明している。出版法で記した「党義と党務」についても詳細に定義し、党義や党務、党史に関わる記載、直接的な記載はなくても理論上、実際上の関係がある場合に加え、党の主義や政綱、政策の推進に関係することにまで及んだ。これは「党義と党務」を幅広く定義することにより、中央宣伝部に届け出る必要のある新聞や雑誌の範囲を広げ、国民党を批判する新聞や雑誌を管理する狙いがあったとみられる（劉，1992，pp.113-116）。

国家の法律である出版法に国民党に反対する刊行物を認めないことを明記したことは、

国民党の敵対勢力の排除を国家として実行することを表している。中央宣伝部を頂点とした宣伝組織は、刊行物の情報を集め、「反動」であるかどうかを判断し、中央党部から各地方党部、国民政府を通して各地方政府に取り締まりの指示を徹底しようとしていた。また政党の中で主導権を握り、宣伝部門を掌握することは、党内外にかかわらず、自らの対抗勢力の言論を取り締まることも可能にさせた。中央宣伝部の改組からわずか約2年の間に、国民党を守るための規制の網を張り巡らせていったのである。

国民党による言論統制により、出版文化の中心であった上海では、作家や出版業界が厳しい現実と直面したことは知られているとおりである。ただ、1930年代初頭、国民党の支配権は全国に浸透しきれておらず、1931年において各省市で正式な党部が発足していたのは7か所にとどまり、地方党部は経費や人材不足に陥っていた（秦，1978，pp. 134-135）。中央宣伝部は、「反動刊行物」の取り締まりを各地に指示していたが、地方で実際にどれほどの効果を上げていたかは、それぞれの地域の資料に基づいて論じていく必要がある。

魯迅は『且介亭雜文二集』の後書きで、1934年3月の『大美晩報』の記事を引用し、上海の書店で取り締まりを受けた149種類の書籍を列挙している。これらの刊行物は、国民党中央宣伝部が上海市党部執行委員会に対し、「上海の出版社が共産党や左傾作家の文芸作品を出版している」として調査を求め、上海市党部が調べた結果、取り締まったものである。この措置に対して、上海の開明書店など出版社は当局に上書し、取り締まりには理解を示しながら、出版のためには1年半の時間や多くの資金を投じており、軽重を問わず一律に処分すれば、教育の衰退、商業の衰微、商店の維持に支障がでるとして、具体的に問題のある文言を指摘してもらえば、その部分を改めると訴えたが、中央宣伝部が改めて検討した結果、37件の発禁が解除されただけで終わった。

中央宣伝部が1934年6月に上海に設けた「中央図書雑誌審査委員会」に対しても、魯迅は強烈な不満を漏らしている。委員会が検閲して許可されれば、「削るものは削り、改めるものは改めたものだ」と安心していても、浙江省杭州で没収されることがあったという。文章の「審査員」についても、「時にはなぜ削るのか奇妙に感じざるをえない」と記している。委員会は1年で廃止されたが、差し押さえや取り締まりの恐れは変わっていないと憂えている（魯，1937，pp. 289-320，倪，1996，pp. 197-198）。魯迅をはじめ作家らの表現の自由を苦しめたのは、間違いなく国民党の宣伝部門であった。

おわりに

本稿による検証の結果、1920年代における国民党による言論規制は、徐々に宣伝部に権限を集約する趨勢が明らかになった。第一次国共合作が終わるまでの時期は、軍が主導的な役割を果たしていた。続いて国民党内から共産党を排除する「清党」時期には、広東省で宣伝機関が言論規制に乗り出したが、地域差もあった。そして南京と武漢に分裂していた国民党の合流後は、党の宣伝部門が主導的な役割を果たすようになっていた。

こうした背景には、党内で思想や言論の統一が求められ、北伐後はより声高に叫ばれるようになっていたことがある。当初成立が目指された「審査刊物条例」が廃案になったのも、言論の基準を明確にする必要があったためであった。国民党の言論規制は、敵対する勢力の言論を「反動」とみなし、自らの勢力を固めるため進められた。特に蒋介石ら党主流派は、三民主義を中核とした革命理論への一致を追求する一方で、党内外の敵対勢力の言論に対しては抑え込む姿勢を強めた。それは国民党が共産党を排除して全国統一を図るためであり、党内においても改組派につながる陳公博らを攻撃して権力を掌握するためであった。1920年代後半、国民党は全国を統一して党の権力を高めようと希求するなかで、思想や言論の統一を進め、反対する意見を規制することを言論政策の中心に据えた。これらを進める中核的組織になることが期待されたのが宣伝部だった。

宣伝部の言論規制は、「党国体制」の成立とともに制度化された。国民党は訓政を始めた直後、宣伝部に言論規制を職掌とする指導科を置き、三民主義を言論の基準とする「宣伝品審査条例」を制定した。これによって言論を規制する主体は国家から党に移り、中央宣伝部を頂点とした全国の宣伝部門は、党内外の全てを対象に検閲を行い、必要に応じて規制を加える判断を行う権限が正式に与えられた。言論規制の権限を与えられた中央宣伝部は、「反動刊行物」の把握、取り締まりの指示、リスト化を進め、国民党の言論基準を国家の法である「出版法」に適用し、党を守る言論規制の網をかけていった。こうしたことは現代まで続く中国の政党宣伝部による言論規制の淵源といえるものである。

(すずき たかひろ・神戸大学博士〈学術〉)

【参考文献】

檔案資料

国史館所蔵国民政府檔案

中国国民党文化伝播委員会党史館所蔵会議記録檔案，一般檔案

史料・資料集

包惠僧（1983），『包惠僧回憶録』北京：人民出版社

查建瑜編（1986），『国民党改組派資料選編』長沙：湖南人民出版社

陳公博（1944），「改組派的史実」『寒風集』（民国叢書編輯委員会編『民国叢書』第1編99号，上海：上海書店，1989年）

国父全集編輯委員会編（1989），『国父全集』台北：近代中国出版社

郭沫若（1947），「北伐途次」『革命春秋 郭沫若自伝』第二卷，上海：新文芸出版社

劉福春・李怡主編（2021），『民国文学珍稀文献集成 第三輯・新詩旧集影印叢編』第99冊，新北：花木蘭文化事業

劉哲民編（1992），『近現代出版新聞法規彙編』上海：学林出版社

呂芳上主編（2014），『蔣中正先生年譜長編』台北：国史館，国立中正記念堂管理處，財団法人中正文教基金会

秦孝儀主編（1978），『革命文獻第 76 輯 中國國民黨歷次全國代表大會重要決議案彙編（上）』台北：中國國民黨中央委員會黨史委員會

秦孝儀主編（1984），『先總統蔣公思想言論總集』10 卷，台北：中國國民黨中央委員會黨史委員會

汪瑞燭，李鰐，趙令揚編註（1979），『苦笑錄：陳公博回憶（1925－1936）』（上）香港：香港大學亞洲研究中心

王雲五主編，蔣永敬編著（1981），『民國胡展堂先生漢民年譜』台北：台灣商務印書館

中國第二歷史檔案館編（1991，1994），『中華民國史檔案資料彙編』南京：江蘇古籍出版社

中國第二歷史檔案館編（2000），『中國國民黨中央執行委員會常務委員會會議錄』桂林：廣西師範大學出版社

新聞・雜誌・公報

『晨報』『革命評論』『廣州民國日報』『立法院公報』『申報』『中央黨務月刊』『中央日報』『中央週報』

日本語研究書・論文

北村稔（1998），『第一次国共合作の研究—現代中国を形成した 2 大勢力の出現』岩波書店

鈴木隆弘（2019），「中国における政党宣伝部の形成——輿論誘導と言論監視の組織的統合」『中国研究月報』第 73 卷第 10 号

鈴木隆弘（2020），「20 世紀初頭中国における「宣伝」の成立—革命の「鼓吹」から政党理念の「宣伝」へ—」『国際文化学』第 33 号

鈴木隆弘（2021a），「第一次国共合作時期における政党の大衆宣伝—宣伝員・宣伝隊の形成と組織—」『歴史学研究』第 1008 号

鈴木隆弘（2021b），「訓政初期における中国国民党宣伝部による党内の統治強化」『東洋文庫』第 103 卷第 2 号

山田辰雄（1980），『中国国民党左派の研究』慶応通信

横山宏章（1996），『中華民國史 専制と民主の相剋』三一書房

中国語書籍・研究書・論文

方漢奇主編（1992），『中国新聞事業通史』北京：中国人民大学出版社，第 1 卷

賴晨（2013），「国民党實行郵電檢查的目的」『重慶郵電大學學報（社會科學版）』第 25 卷第 3 期

李建中（1994），「王獨清生平考辯」『新文學史料』1994 年 3 期

李雲漢（1966），『從容共到清黨』台北：中國學術著作獎助委員會

劉國強（2011），「民國時期《出版法》述評」『中國出版』2011 年第 21 期

虞文俊，黃萃（2013），「1930 年《出版法》評析」『安慶師範學院學報（社會科學版）』第 32 卷第 2 期

魯迅（2005），『魯迅全集』北京：自民文學出版社

- 魯迅 (1937), 『且介亭雜文二集』 上海：上海三間書屋
- 倪墨炎 (1996), 『現代文壇災禍錄』 上海：上海書店出版社
- 錢實甫 (1984), 『北洋政府時期的政治制度』 北京：中華書局
- 王明亮 (2017), 「國民黨新聞檢查制度確立過程之考察—以北伐前後 (1926-1930) 的穗沙瀘漢為中心」
『新聞界』 2017 年第 5 期
- 王凌霄 (1996), 『中國國民黨新聞政策之研究 (一九二八 - 一九四五)』 台北：中國國民黨中央委員會黨史委員會
- 謝振民編著，張知本校訂 (2000), 『中華民國立法史』 上冊，北京：中國政法大學出版社，原著は 1937 年
- 張靜廬輯註 (1959), 『中國現代出版史料』 丁編，上卷，北京：中華書局

英文研究書

- John Fitzgerald (1996), "*Awakening China : Politics, Culture, and Class in the Nationalist Revolution*" Stanford University Press, 1996